第5章 中国

―「ややゆとりある社会」完成目標の年に中国の食と農が直面した内外諸問題―

百﨑 賢之

はじめに

2020年は、中国の習近平政権にとって、中国共産党の全国代表大会(第十八回(2012年)・ 第十九回(2017年))で高く掲げられた「二つの百年」(結党百年の2021年に小康社会(や やゆとりある社会・まずまずの生活レベルに到達した社会)の実現,中華人民共和国成立百 年の2049年に中等先進国の水準に到達)の目標の第一関門となる重要な節目の年であった。 しかしながら、それほどまでに重要視されていた 2020 年は、対外的には、2018 年頃か らエスカレートの一途(いっと)をたどる米中対立(もはや、貿易戦争、経済摩擦ではくく り切れない全面的な様相を示すとともに,中国特有の,国内政治を強く意識した非常に強気 な対外姿勢の結果として、火種が欧州はもちろん、カナダ、豪州、さらにはインド等も含め 広がる一方と言える) に加え、年初より新型コロナ感染症問題が中国から世界に広がり、自 国における大流行は、上半期のうちにほぼ抑え込み、その後は国境地帯を含む散発的な発生 にとどめ, 国内経済は「本年, 全世界で唯一プラス成長を実現している経済体」と自他とも に認める回復を示しているが、世界経済や人の往来への非常に大きな影響が続き、国内外の 需要,特に国内消費の低迷は,中国経済に大きく影を落とし続けている。また,香港問題に ついては、中国自らのデモ等抑え込みをめぐる強硬な対応によって、国際政治の中で非常に 大きな火種となり、他方で、国内においては、長江流域を始め、中国各地における洪水等の 災害の多発,被害の拡大・長期化がみられたことなど,国内外ともに,非常に厳しい年とな ってしまった。いずれの問題も 2021 年以降にも様々な形で影響が続いていくものと考えら れる。

本レポートでは、こうした状況下の中国の食料需給と「三農」(農業・農村・農民)をめぐる状況を整理し、新たな動向を紹介するとともに、今後に向けた課題等について述べる。以下、1.で2020年の中国の政治と「三農」の動きを振り返った後、特に最近の中国の食と農の重大トピックとして、2.で豚肉、3.で食糧等の安全保障について取り上げ、最後に、4.で農村の土地の問題を中心に今後の見通しについて若干の考察を行うこととする。

- 1. 2020年の中国政治と「三農」(農業・農村・農民)の動向
 - (1) 中国共産党・中国政府にとっての 2020 年

1) 2020年の重要性

習近平政権は、2017 年 10 月の党第十九回全国代表大会において、過去 5 年間の「歴史的な成果」を総括するとともに、1921 年の中国共産党の結党、1949 年の中華人民共和国建国後の歩みを振り返り、「我々はこれまでのどの時期よりも「中華民族の偉大な復興」という目標に近づいた」とし、「偉大な夢の実現」に向けた中華民族の力の結集を呼び掛けた。すなわち、中国共産党結党百年となる 2021 年から中華人民共和国建国百年となる 2049年までの約 30 年を「全面的な小康社会」の実現から「富強で民主的な文明を持つ社会主義近代国家の構築」に至る輝かしい 30 年と位置付け、その前半で「小康社会の基礎の上に社会主義近代化を基本的に実現」、後半で「富強で民主的かつ環境にやさしい社会主義近代化強国を構築」するとのプログラムを明示した。

その上で、「2020年までは、小康社会の全面的完成の決勝期」とし、「小康社会の全面的完成に向けた諸般の要請に基づいて、我が国の主要な社会矛盾の変化をしっかりと踏まえ、経済建設・政治建設・文化建設・社会建設・生態文明建設を統一的に推し進め、・・・農村振興戦略、・・・持続可能な発展戦略をゆるぎなく実施し、・・・特に重大なリスクの防止・解消、的確な貧困脱却、汚染対策の難関攻略戦を断固戦い抜き、小康社会の全面的完成が人民から認められ、歴史の検証に堪え得るようにしなければならない。」とうたい上げたことにより、必然的に 2020 年がその出発点を完成させる極めて重要な 1 年となったわけである。

2) 貧困脱却の必達

1)を踏まえ、「貧困地区や貧困人口が全国の人々と一緒に全面的小康社会に入るようにすることは、我が党の荘厳な約束である」とし、「重点として極度貧困地区の貧困脱却任務を完遂し、2020年までに、現行基準での農村貧困人口の貧困脱却を実現し、貧困県の全てが貧困というレッテルをはがし、地域的な普遍的貧困を解消して、貧困から真(しん)に脱却させるようにしなければならない」(第十九回党全国代表大会の習近平総書記報告))とされた。

特に、新型コロナ感染症のために 3 月から 5 月に延期されて開催された全国人民代表大会における李克強国務院総理の「政府工作報告」でも経済成長の数値目標が示せない異例の事態になり、「国民経済及び社会発展第十三次五か年規画」(2016 年 3 月決定)で掲げた、GDPと「都市・農村住民の平均収入」をそれぞれ、2010年から 10年で二倍にするという目標のうち、GDPは達成困難(平均収入については達成、(3)4)参照)となる中、「小康社会」実現達成の有無が、「貧困脱却」の成否に集約される結果になった(百崎、2021)。

(2) 2020 年一号文件 ~全面的小康社会達成を目指して~

中国共産党中央・国務院の2020年一号文件(その年最初に発出される文件。最重要課題が取り上げられるとされる)は、17年連続で「三農」業務に関するものとなったが、このように、2020年が「全面的に小康社会を打ち立てる」とする目標の期限とされ、その必達目標の仕上げに向けて「貧困脱却という難関突破の戦いに円満に勝利して終局させ、農村が

(都市と)歩調を合わせて全面的な小康社会を達成する年」と位置付けられたことから、この目標に焦点を合わせ、そのための具体的な政策展開の見取図を描くものとされた。

表題も、「「三農」分野の重点業務をしっかりと実施し、期限どおりの全面的な小康の実現を確保することについての意見」とされ、①貧困脱却という「堅固な要塞」の攻略における「最後のとりで」の攻略に必ず打ち克つこと、②全面的な小康の「三農」領域における際立った弱点を必ず補完すること、という二大重点任務の達成がその目標と説明されている。

以下,文件の概要を紹介する。(①②③・・・は,文件中の項目番号を示す。)

1) 貧困脱却という「堅固な要塞」の攻略戦に必勝すること

①貧困脱却任務の全面完遂(特に衣食と義務教育,基本医療,住宅の保障,飲料水の安全確保,中でも極度の貧困地区とされる「三区三州」(チベット自治区,新疆ウイグル自治区南部,四川・青海・雲南・甘粛四省のチベット族居住地区,甘粛省臨夏の回族・四川省涼山のイ族・雲南省怒江のリス族の三自治州)への集中的財政支出投下など),②貧困脱却の成果を強固に定着させ,貧困への逆戻りを防止すること(特に,きめ細かなチェック・監視と,貧困脱却定着のための制度的保障,産業振興面,就業支援面,貧困地域産物・サービスの重点的消費,「移住型貧困扶助政策」実施後の政策的支援,貧困地区における退耕還林還草(生態系保全政策)の規模拡大等),③厳格な考査・検査(貧困退出基準の厳格な執行,「虚偽貧困脱却」の根絶等)と宣伝(歴史的達成を偉大な成果として国内に示すとともに,世界に向けアピール),④貧困脱却政策の総体としての安定保持(貧困県脱却後も,責任・政策・扶助・監督管理は「脱却」させない。関連分野での腐敗等の防止。非貧困県の貧困人口対策等。),⑤貧困脱却完成後の後続対策の検討(相対的な貧困へ政策重心を移し,長期的メカニズムを検討確立することや,郷村振興戦略との有機的連携等)が掲げられている。

2) 全面的な小康社会の確立のために農村インフラと公共サービスの弱点補強を加速すること

⑥農村公共インフラの整備への投入強化(農村道路網の整備、舗装、バス路線、貧困地区の送電網光ファイバーと 4G完備、地方政府の所要経費の確実な予算化、村落規画業務の完遂)、⑦農村飲用水施設の整備、⑧農村居住環境の整備(農村トイレ革命の推進、生活ごみ問題改善の全面的な推進、農村生活汚水問題の順次改善等)、⑨農村教育の質的向上、⑩農村の基礎的医療衛生サービスの強化、⑪農村社会保障の強化(医療保険の水準向上やワンストップサービス化、最低生活保障対象者の精密管理・保障水準引上げ、農村留守児童・女性・高齢者のケア等)、⑫農村公共文化サービスの改善、⑬農村生態環境の大きな問題の改善(家畜・家きんふん尿の資源化推進、農薬・化学肥料の使用低減、農業用ビニール汚染対策の強化、茎わらの総合利用の推進、長江流域重点水域の禁漁通年化とこれに伴う漁民対策、黒土農地保護、農地浸食改善、土壌汚染対策、地下水過剰使用改善対策等)が掲げられている。

3) 重要農産物の有効な供給の保障と農民の持続的な収入増の促進

次の5項目が挙げられている。

⑭食糧生産の安定。食糧安全保障の確保が国政運営の最重要課題であるとし、食糧生産の「安定」を最優先すること、食糧安全保障の省長責任制に係る成績評価を強化すること、農業補助金政策を充実させるとともに、コメ・小麦の最低買付価格政策を調整・整備し、農民の基本的収入・利益を安定させること等が挙げられている(1)。

⑤豚の生産回復の加速化。豚の生産・貿易・流通問題(2.参照)のほか、ここで、酪農、家きん・牛羊生産の支援と肉類の消費構造の改善、環境に調和し安全な水産養殖、漁港建設・管理改革の強化にも言及されている。

16現代農業設備の建設強化。一連の現代農業投資重要プロジェクトを早期に立案実施するとされている⁽²⁾。

⑰富民農村産業の発展。農業・他産業チェーンを各地で確立し、農民が収益の一部を享受できる仕組みを作り、競争力のある産業クラスターを形成し、農村の六次産業化融合発展を推進するとされている⁽³⁾。

⑱農民工(他産業就業(出稼ぎ)農民)の就業安定(4)。

4) 郷村 (農村) の末端統治の強化

⑨党組織の指導機能を十分に発揮すること, ②郷村の統治業務体系を健全化すること, ②郷村における対立・紛争の調停・解決, ②平穏な郷村づくりの徹底推進(農村集団資産の侵害, 貧困扶助や農業補助の侵犯, 人身権利侵害等への厳重な取締り等) が掲げられている。

5) 農村に不足しているポイントへの保障措置の強化

次の5項目が挙げられている。

②「三農」への優先的な資金・資源の投入の保障。中央・地方財政の「三農」への投入を強化すること(農業農村に傾斜した予算投資を継続、全面的な小康達成のための「三農」分野での不足を補てんできるだけの財政投入を確保、移住型貧困扶助・郷村振興プロジェクトのための地方債を発行、土地譲渡収入の農村への投入確保に向けた通知を発出など)のほか、農村金融対策の強化等について細かく記述されている(5)。

図郷村発展のための用地不足問題の解消。耕地と永久基本農地保護の「レッドライン」の 堅守,郷村の産業発展のための用地政策体系の整備(用地類型と土地供給方式を明確化・分類管理)等,農業・農村関係の様々な土地問題について記述されている(6)。

②人材の郷村への移住の推進。農村の人材不足が深刻であるとの認識の下,創業支援,諸 組織の活用,教育訓練,都市からの専門人材の移住等の諸点について記述されている(?)。

20科学技術の「支柱」としての機能の強化(8)。

②農村の重点改革の任務をしっかり進めること。農村基本経営制度(すなわち土地請負制度のこと)について、第二期(30年間)の期限到来後に更に30年延長の試験的実施を進め、これを基礎に、請負延長の具体的方法を検討制定すること等、中国農村の土地(土地は

全て農村集団(主に行政村や村民委員会)が所有)に関する問題等が列記されている(9)。

(3) 2020年における農業の状況と第13次五か年規画期間5年間の成果

2020年及び2016年からの5年間(第13次五か年規画期間)の「三農」について総括した2020年10月の劉煥鑫農業農村部副部長の説明(10)の中では、「新型コロナと、非常に重大な洪水災害、重大な病虫害の集中的な発生等のリスクによる挑戦に効果的に対応し、農業農村の発展は引き続き安定して良い方向に向かっている。食糧生産量は、「今年も史上最高記録(見込み)となり、豚の生産も予測を上回る回復ぶりで、「買い物かご」産品(副食品)の供給は充足し、都市と農村の住民の収入格差は、更に縮小した。」と説明されている。

1) 連続 6 年の食糧生産「1.3 兆斤」(6.5 億 t) 超え・17 年連続の豊作

(i)新型コロナの克服

2020年2月から3月にかけ、李克強国務院総理の「目下、まさに疫病の防止制御のポイ ントとなる時期であるとともに,春季耕作の準備のポイントとなる時期でもある。 農の時は 人を待ってくれない。」(11)(2月18日国務院常務委員会)との発言にみられるように,地方 政府の地域ごとの属地的な責任の徹底を図ることを基本に、春季農業生産について、作目等 を細かく分類し、疫病防止対策を指導しつつ、それと両立させるための春季耕作への備えに ついて細部にわたる指示を行った(3月,「当面の春期耕作業務マニュアル」(12)発出など)。 あらゆる他産業・社会活動で、何よりもコロナ防止対策が優先され、強力な外出規制等が 継続される中, 農業分野では, 特例的に農機の運送や農民の農作業のための耕地への出入り の確保について、強い指導がされた。農業資材企業に対しては、種子、化学肥料、農薬、飼 料等のできるだけ早い生産復帰を求める(3月5日時点での農業農村部の説明(13)では、362 の重点種子生産企業の92%,生産能力の62%が回復など。)とともに,企業から村や販売店 への生産資材運送の「最後の 1km」を確保すべく,「点から点をつなぐ」きめ細かな対応が 図られ,「緑色通路」(専用特別通行ルート)を確保するべく, 国務院直属で設置された「新 型コロナ肺炎対応連合防止抑制機構」の下で,供給を保障する生活物資の中に,化学肥料, 農薬等の農業資材を組み込む措置が取られる(3月5日時点での農業農村部の説明(13)では、 25 省・自治区の 1,500 余の農業県で、郷・鎮レベルの道路の 78%が通行可能となる。) とと もに、2020年のコメの最低買入価格を2月に公表した(14)ほか、可能な地域における早期米 の生産拡大や二期作の拡大の奨励や、病虫害防除の強化など、対面指導が困難な中で、オン ラインを活用した技術指導を展開したとされる。 畜産分野では, 飼料不足から損失が大きか ったとされる家きん飼養施設への貸付返済猶予・担保免除、と畜加工企業と家畜飼養施設と の連接強化,養豚施設の利子助成対象の拡大(5,000頭規模以上から500頭規模以上へ)の ほか、国産冷凍豚肉の国家備蓄の拡大、鳥インフルエンザや ASF (アフリカ豚熱) への対 策強化等が,国務院常務会議において指示された(15)。

(ii)「食糧安全保障省長責任制」の徹底

(i)の「マニュアル」発出のほか、2020年4月、「2020年度における食糧安全保障省長責任制の真剣な実行」について国家発展改革委員会、農業農村部等11組織連名の通知(16)を発出し、省長責任制の下、食糧主産省・需給均衡省に対して、食糧作物の作付面積の確保と生産量の安定化を市・県レベルに落とし込んで確実に実施するよう求め、早期稲の作付拡大や二期作面積拡大を奨励するほか、需給ギャップ解消と地力回復・地下水使用過多の抑止等のため2016年から実施してきた休耕の一時停止や、輪作を可能な限り食糧作物で実施すること、「食糧から飼料作物への転換」面積の拡大の一時停止等の指示を行った。また、耕地保護や高規格農田建設の強化、備蓄安全管理の強化(特に、対食糧非主産省)等を求めた。

(iii)洪水, 台風の影響は比較的軽微

2020年2月に公表されたコメの最低買入価格は、短粒種については前年と同額の130元 (50kg 当たり、以下同じ)だが、長粒種については6年ぶりに引き上げられたこと(早期米は120元 \rightarrow 121元、中晩期米は126元 \rightarrow 127元。上げ幅は小さいが、奨励効果は大きかったと、農業農村部は総括⁽¹⁷⁾。)、40億元余の財政資金を投入し、二期作の奨励等を行ったこと等から、作付面積が拡大したとされる。当局の食糧重視の強い姿勢の下、食糧作物(穀物に豆類とイモ類を加えたもの)全体で栽培面積が増加したとされ、災害による減損はあったものの、全体としては収量が増加したものであり、「面積増による増産への貢献度合いは50%以上」と農業農村部は評価している⁽¹⁷⁾。また、例年、干ばつの被害が心配される中、多雨で、干ばつが少なかったことが、食糧全体としては、生産に有利であったとしている。

(iv)虫害への備え

ツマジロクサヨトウとサバクトビバッタの被害が心配されたが、国外からの予想侵入経路に対し、それぞれ「4ルートの阻止撃退帯」、「3ルートの侵入防止ライン」を設定し、関係地方政府を指揮し、徹底的な対策を講じ、病虫害を最低限に食い止めたとされている⁽¹⁰⁾。

(v) 2020年の統計データ (2020年12月国家統計局公表)

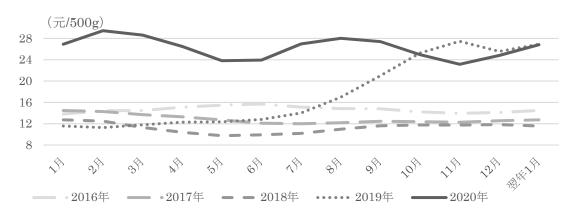
2020 年 12 月 10 日に国家統計局が公表した統計データ (国家統計局 (2020)) によると、全国の食糧作物播種 (はしゅ) 面積が 11,677 万 ha (前年比 0.6%増)、総生産量が 66,949 万 t (0.9%増、史上最高)、うち穀物全体が 9,796 万 ha (0.1%増)、61,674 万 t (0.5%増、2015 年 (61,818t) に次いで史上第 2 位)、コメが 3,008 万 ha (1.3%増)、21,186 万 t (1.1%増)、小麦が 2,338 万 ha (1.5%減)、13,425 万 t (0.5%増,史上最高)、トウモロコシが 4,126 万 ha (0.1%減)、26,067 万 t (0.0%減)、大豆が 987 万 ha (5.9%増)、1,960 万 t (8.3%増,史上最高)となった。

なお、積極的な奨励が行われたコメの二期作の面積は、50万 ha(5.3%増)となり、食糧作物・穀物全体の播種面積の増加に大きく寄与するとともに、洪水災害の影響で単収が0.2%下落した中での収量確保につながったと説明されている。また、大豆の増産推進の成果が、

面積、収量に表れているものの、同時に輸入量も 10,033 万 t へ拡大しており、国内生産で穀物とどちらを優先していくのか等、今後の政策誘導方向が引き続き注目される。

2) 豚の生産回復が期待以上

養豚生産減少と豚肉高騰(2.参照)の中,2020年に各地で真剣に豚の生産回復支援政策が実行され、養豚施設・農家の急速な生産能力増強が図られ、ASFの防止抑制も進む中で、豚の生産回復が進んだ。同年1~10月に、中大規模の養豚施設約13,000棟が新たに建造され、また、飼養を中止していた養豚施設約15,000棟が再開された(18)。同年末には、全国の肉豚飼養頭数は4.07億頭となり(5四半期連続で増加、前年末から31.0%増加)、2017年末の92.1%まで回復した。繁殖母豚飼養頭数も前年末から35.1%増となった。出荷頭数は、2020年9月、26か月ぶりに前年同月比で増加に転じ、10月は、前年同月比38.5%増となった。年間出荷頭数は前年より約1,700万頭少ない5.27億頭(3.2%減、出荷量は4,113万トンで前年比3.3%減)であるが、2021年第二四半期には、通常年水準まで回復する見込みと説明されている(10)。豚肉価格は10月、20か月ぶりに前年同月を下回った。



第1図 豚肉価格の推移

資料:農業農村部「農産品供需形勢分析月報」各号より筆者作成。

2020年の豚肉輸入量は、439万t(前年比108.3%増(約2.1倍))となった。また、食肉全体の生産量は前年比10万t減の7,639万tで、豚肉は4,113万t(3.3%減)、牛肉は672万t(0.8%増)、家きん肉は3,468万t(4.8%増)等となっている。



第2図 食肉生産量と豚肉輸入量

資料:中国統計年鑑(2015~2020),国家統計局(2021)(生産量)及び海関総署(2021)(輸入量)より筆者作成。

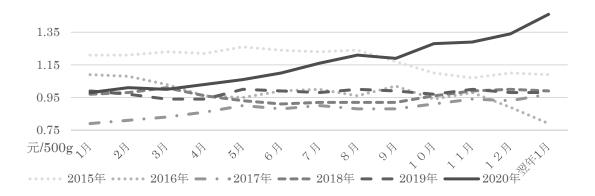
3) トウモロコシ価格の高騰

2020年4月頃から、トウモロコシ価格が高騰して一向に終息せず、せっかく回復に向かっていた養豚の足を引っ張りかねないなど大問題となってきている(3.(1)4)参照)。

これは、「臨時買付備蓄制度によるトウモロコシの買入措置の廃止」(2017年)で価格が低下し、産地構成等の生産構造改善、相対的価格競争力の改善という政策目的が達成され、また、代替作物に対するトウモロコシの選好性が増大して、飼料や加工原料として積極的な利用拡大が図られるようになったものの、2020年半ばに至り、豚の「予想以上に急速な」生産回復に伴う飼料需要の回復と、新型コロナ沈静化による食品企業等の事業再開・需要の回復等が比較的短期間に集中し、新型コロナ流行の余韻冷めやらぬ中での需要者の不安心理も背景に「売惜しみ」、「買いだめ」等が加わり、大幅な価格上昇が生じたものとされる。

中国政府としては、それまでの価格の引下げと豚の飼養頭数の減少による需要減退の中で、トウモロコシの生産基盤が弱体化し、将来の畜産や工業関係の需要増加への対応が難しくなることの方が大きな懸念材料となっていたとみられ、同年 8 月、農業農村部は価格の高騰について「回復性の上昇」と表現するとともに、「需要の増加で、農家の生産意欲が高まるので、来年は増産が進み、価格は安定に向かう」(19)との楽観的見通しを示している。

その一方で、2020年のトウモロコシの輸入量は過去最大の 1,130 万 t (前年の 2.4 倍、これまでの最大は 2012年の 521 万 t) となり、初めて関税割当枠(720 万 t) を超過した。さらに、米国農業部によれば 2020/21年度(10 月-9 月)の輸入は 2,400 万 t に達すると見込まれている。なお、小麦の輸入量についても、過去最大の 815 万トン(前年の 2.5 倍、これまでの最大は 2004年の 726 万 t) となった(海関総署(2021))。



第3図 中国国内産トウモロコシ価格の推移

資料:農業農村部「農産品供需形勢分析月報」各号中「東北地域 2 等黄トウモロコシ広東省広州市黄埔港倉庫価格」 より筆者作成。

4) 農民収入の向上, 都市農村間格差の縮小

2020年の農村住民一人当たり平均可処分収入は 1.71万元となり,2016年に第十三次五か年規画(2016-2020年)で打ち出された「都市と農村の住民の平均収入をそれぞれ 2020年に2010年の二倍にする」との目標が達成されるとともに、この間、農村住民の収入増加速度の方が、都市住民よりも速かったとしている(2010年と2020年の比較では、農村が2.73倍(6,272元→17,131元)となり、都市の2.33倍(18,779元→43,834元)を大きく上回っている(中国統計年鑑(2011)、国家統計局(2021))。これにより、都市住民と農村住民の収入格差は、2.99:1(2010年)から若干縮小(2.56:1)したとされる(ただし、農村住民の2020年収入が、都市住民の2010年収入にも追い付いていないことに注意が必要)。

5) 貧困脱却の難関攻略の成果

2016年に第十三次五か年規画(2016-2020年)で打ち出された「貧困からの完全脱却」について、832の貧困県の全部について脱却が達成できたとしている。

また、「産業による貧困扶助」が98%の貧困世帯をカバーできたとされ、合計100万件以上のプロジェクトを実施し、30万以上の「産業扶貧基地」を設立したとしている(10)。

6)農業現代化の進展

高規格農田を大規模に整備したことにより、2020 年末までに 5,300 万 ha が干ばつ・溢水にかかわらず収量を維持できるようになり、5 年間で食糧作物の収量が 1ha 当たり 1.5t 増の 5.7t となり、また耕地の等級や農地かんがい有効利用度が向上したとしている。

また、全国農作物耕作・播種・収穫総合機械化率が70%に達するとともに、科学技術の貢献度が向上し、また、主要農作物を優良品種によって完全にカバーできたとしている。

一方,全国で100万戸の「家庭農場」,222.5万の農民合作社,89.3万の農業社会化サービス組織が設立され、また、農作物品質安全モニター合格率が97%に達したとしている(10)。

7) 郷村振興の良好なスタート

郷村振興戦略規画(2018-2022年,2018年10月発出)等に基づく郷村振興が「良好なスタートを実現」し、「農村住環境改善三年行動プラン」(2018-2020年)が目標とした任務が基本的に達成された。具体的には、①「村落清潔運動」(2018年末から、18部門の連携により実施)が進展し、95%以上の村落が清潔になり整序され(具体的には、三つの「清」(生活ごみの整理、池や水路の清潔化、家畜・家きんのふん尿等農業生産廃棄物の処理)と一つの「改」(農村住環境に悪影響を及ぼす悪しき習慣の改革)の実施)、②農村トイレ革命が着実に進展し(農村衛生トイレの普及率が65%を突破、2018年以来累計で3,000万戸以上の農村世帯のトイレを新設・改造)、③農村生活ごみ・汚水処理改善等が統一的に推進された(行政村における生活ごみの収集運搬処理体系のカバー率が90%を超え、全国一斉調査で発覚した2.4万の非正規ごみ堆積箇所のうち、99%が整理を完了)としている。

そのほか、農村の飲用水・電気・道路・通信等のインフラ建設が加速化するとともに、教育・医療・高齢者福祉等の公共サービス水準が向上し続けており、郷村統治体系が更に整備され、農村の「貌立ち」が一新されたとしている(10)。

8) 農村改革の深化の継続

農村基本経営制度(土地請負制度)が更に整備され、2億余の農家に土地請負経営権証が交付され、30年間の「第二期土地請負期間」到来後、更に30年延長する政策が打ち出され、農村請負地の所有権・請負権・経営権の「三権分置」が重要な進展を遂げるとともに、新たな農村住宅用地改革の試験実施がスタートしたとしている。また、農村集団所有資産の総合調査確認作業がほぼ完成(農村集団所有資産として計6.5兆元の資産額、約44億haの土地総面積の存在を確認、43.8万か村の経営性資産株式会社化改革が完成。)するとともに、6億人余りの集団所有構成員の身分が確認されたとしている。また、農業支持保護制度が徐々に整備され、「グリーン・エコ」に向けた農業補助金制度の基礎が築かれ(厳格な耕地保護制度を実施、全国で1.3億haの永久基本農田と計7,250万haの食糧生産機能区・重要農産物保護区を画定、農産物価格形成メカニズムと買入・備蓄制度、生産者補助金制度を整備し、いずれも良好な成果)、また、土地譲渡収入使用範囲について郷村振興を優先して支持する政策が公表され、農村改革の「支柱・骨格」の基本が構築されたとしている(10)。

2. 豚肉供給をめぐって

2018 年 8 月以降の ASF の大流行に伴い, 2019 年から 2020 年にかけて豚の飼養頭数の 大幅な減少 (2018 年末 4.28 億頭 \rightarrow 2019 年末 3.10 億頭 (中国統計年鑑 (2019, 2020)) が, 国産豚肉の大幅な減産 (2018 年 5403.7 万 $t\rightarrow$ 2019 年 4255.3 万 t (同上)) による豚肉価格 の高騰を招来し、大きな社会問題となっていた。中国においては、牛肉、羊肉、家きん肉の いずれよりもまずは豚肉であり、一般庶民の生活への打撃は極めて大きい。

新型コロナの流行に伴い、2020年の前半には、豚肉需要の減退、特に外食需要の減少等

から若干事態が緩和された感があったが、中国経済が世界に先駆けて急速な回復を見せる とともに、豚肉消費が徐々に回復し、豚肉価格の高騰が再燃した(1.(3)2)参照)。

(1) 豚肉高騰問題の経緯~環境規制の影響に加えての ASF 流行~

そもそも ASF の発生以前に、2014年に過去最大の 5,820.8 万 t を記録した後の 2015年 以降,豚肉の生産は減少傾向で推移してきていた(中国統計年鑑(2015~2018))。都市化の 進展と国民の生活環境に対する意識の高まりを受けて,政府による環境規制が厳しくなる とともに、食品の安全性に対する国民的関心の高まりに対し、禁止薬剤の取締り等の食品安全規制の強化により、伝統的な「庭先養豚」では対応できなくなってきた。加えて、ASF 以前にも、近年、CSF (豚熱)、口蹄疫、ブルセラ病等、中国の畜産行政・業界が取り組まなければならない重要家畜疾病が増え、「散養」式の小規模養豚の整序化は、家畜防疫対応の面でも喫緊の課題となっていた。

特に環境規制の面では、「家畜家きん中大規模飼養汚染防止対策条例」(2014 年 1 月)、「全国農業持続的発展規画(2015~2030 年)」(2015 年 5 月)、「家畜家きん禁養区画定技術マニュアル」(2016 年 10 月)等が相次いで決定され、飲用水の水質や耕地資源、自然環境等の保護の観点から、飼養できる地域、飼養禁止区域等が、地方政府によって具体的かつ詳細に決定されることとなった。

こうした中で、少なからぬ地方政府が、「この機会に乗じ」、「税収につながらない割には、 汚染に結び付きやすく、疾病リスクも大きい」養豚業を抑制、圧迫する傾向が現れたとされ る。そうした流れのただ中に、2018年、ASFという「更なる困難」が降りかかり、急激な 豚肉供給の減少と豚肉価格の高騰が発生した(李・王、2020)とみられている。

それ以前から、大中規模化は徐々に進みつつあったが、コストの増大、輸入増、牛肉を始め、他の食肉供給の増加もあいまって、養豚全体が縮小傾向で推移していた。そうした中で、2017年から 2018年にかけて豚肉価格の低迷が続き、容易に撤退(農民工等への転換等)が可能な「庭先養豚」等の零細農家のみならず、新たな自立経営方向として貧困対策の観点からも期待が大きい専業的な中小規模養豚にも、大きなダメージが生じたと言われる。

なお、ASF の影響に関しては、もちろん殺処分そのものもあるが、こうしたそれ以前から続く養豚を取り巻く環境の不透明化の中で、その流行がもたらす疫病リスクや先行きへの不安もあいまって、パニック式の投売りや撤退農家の発生の一方、移動制限が厳しくなり子豚の補充が困難になったことや、飼養頭数がだぶついた農家による売却が進んだことなどにより、2018年半ばから 2019年半ばにかけては、ほぼ平年並みの出荷量が維持された。その反動として、ASFの流行からはタイムラグを置いて、2019年後半から、大幅な出荷頭数の減少と激しい価格高騰が発生する一方、中国全体の豚の飼養頭数の激減によりその後の生産減少がより深刻になったことがうかがえる(P.7第1図、国家統計局(2017~2020))。

(2) 豚の生産回復に向けた対策 「豚生産回復発展加速化三カ年行動方策」

中国政府は、こうした事態に対応し、「豚生産の安定と市場供給の保障に関する意見」

(2019年3月,農業農村部),「豚生産の安定と形態転換・レベルアップの促進に関する意見(2019年9月,国務院弁公室),さらには「豚生産の回復発展を加速化させる3か年行動プログラム」(2019年12月,農業農村部)を発出し,豚の生産回復,供給安定の回復を急ぎ,2020年末までに近年の水準近くまで回復させ,2021年には完全に正常化させるとした。

まずは、当面の豚生産回復・安定に向けて、防疫対策の徹底に加えて、①種豚飼養施設と一定規模養豚施設への運転資金、さらには規模拡大や疾病対策、環境対策等に要する施設の新増設資金への利子助成、自動給餌や廃棄物処理等に関する関連機械・施設への助成の強化のほか、主要豚供給県の一定規模養豚施設への臨時生産補助、金融機関への積極貸付要請等、②地方政府による法規の規定を超えた飼養禁止区域の設定管理等の見直しや、(安易に廃業に追い込まず)別の場所への用地確保を励行すべきことについて、指示等を行った。

また、新たな豚飼養体系の構築に向けて、③基準・モデルを示した大規模化の推進、④竜 頭企業(地域・業界のリーダー企業)や専業合作組織によるけん引・支援を通じた中小養豚 の発展助長(飼養撤退強要の禁止)、畜産廃棄物の資源化利用の促進、⑤環境的許容度の大 きい地域への移転促進と大型養豚企業による系列化の奨励のほか、品種改良、科学的飼養技 術導入等を推進することとされた。

さらに、流通体系の整備として、⑥と畜施設の配置や機能の改善、運送方式の改革(生体搬出から肉の搬出へなど)、⑦コールドチェーンの整備を推進することとされた。また、政策措置の強化の面では、⑧金融面での支持の強化(政策保険の整備、担保政策の改革)、⑨畜廃棄物の処理等を含めた養豚用地確保の保障(遊休共有地の利用奨励、荒山・河川敷等の荒廃地の利用奨励等)や施設建造等に係る規制改革の推進等が掲げられた。

防疫面では、病気発生報告の厳格化や、病死豚処理体制と資金補助の強化等も掲げた。 さらに、2020 年 3 月には、「民営企業による豚生産と関連産業の発展を支持することに 関する実施意見」が国家発展改革委員会から発出され、養豚界のリーダーとして竜頭企業を 中核に据える姿勢をより強く打ち出すとともに、財政・金融措置による支援優遇を強める (例えば、利子助成基準を従来の「5,000頭以上」から、「500頭以上」に緩和し、企業によ

る新規分野としての養豚や関連産業への参入等を促すなど)こととされている。

他方,貧困脱却へのラストスパートが大きな課題となる中,2020年,貧困脱却と関連付け,9省・直轄市・自治区(湖南,湖北,広東,四川,貴州,雲南,陝西の各省と,重慶市,広西チワン族自治区)で、中小規模の意欲ある養豚農家の経営再建に向けた増頭支援等のテコ入れのため、省政府と大規模養豚企業が個別にタイアップする試みも開始されている。

実際,2020年現在、農業農村部自身が「予想以上に早く進んでいる」とする生産回復の中で、業界トップ層の経営規模と市場シェアはかなり拡大している(2020年現在、年間出荷頭数2000万頭クラスが1社,1000万頭クラスが3社,500万頭クラス2社など)と言われる(李俊柱(2021))。むしろ、以前から経営規模拡大と、中小養豚企業や養豚産地に対する系列化や囲い込みを虎視たんたんと狙っていた大企業の動きが、ASFの流行を機に、養豚業界の構造改革を進める政府サイドの後押しを受けて加速されたと言えるであろう。

このほか、「省長責任制」が厳格に掲げられている食糧作物と異なり、一般的には野菜や畜産物は「市長責任制」とされるが、「3か年行動プログラム」の中で、豚肉については、省政府の「総責任制」が導入された。その上で、各省を「安定生産・増産省(移出省)」11省(自治区)、「需給均衡・自給省」13省(自治区・直轄市)、「消費地省」5省(直轄市)と、大都市(北京市・上海市)に区分し、11省には増産を、13省には基本的な省内自給をそれぞれ求めるとともに、5省にも70%の自給を行う責任を課し、大都市は、他省との連携によって市外に生産基地を確保することにより、市全体の需要量の70%までは自ら供給源を手当てする責任を有することとされた。

3. 食料安全保障と需給政策

(1) 食糧安全保障の目標,位置付けの変化等

1) 食糧自給率 95%

2020年現在「有効」な食糧安全保障に関する共産党中央・中央政府の政策目標としては、2008年11月策定の「国家食糧安全中長期規画綱要(2008-2020年)」があり、ここでは、「食糧自給率は安定的に95%以上とする。食糧総合生産能力を2010年に5億t以上、2020年には5.4億t以上で安定させる」とされている。これについては、後段の「食糧総合生産能力」水準は達成できているが、需要量の伸びが十分考慮し切れておらず、結果的に、生産が需要に追い付いていない。実際には、大豆の輸入が、綱要策定前年の2007年に3,082万tに達しており、計画当初の時点で、既に「95%」は達成できていなかった。

なお,2011年に農業部が策定した「全国栽培業(耕種農業)発展第十二次五か年規画」 (2011-2015年)においては、「食糧自給率95%以上」に加え、「水稲、小麦、トウモロコシ の三大食糧作物の自給率を100%に到達させる」とあるが、この計画は、後述の「全国栽培 業構造調整規画(2016-2020)」に引き継がれ、現在は「100%」目標は存在しない。

2) 穀物の基本自給と食用食糧の絶対安全保障

2012年の中国共産党第十八回全国代表大会とその後の第三回党中央委員会全体会議を受けて、2013年12月に習近平総書記の下で開催された共産党中央農村工作会議では、「自ら食糧安全保障の主導権を握ることを基本に、国内に立脚し、生産能力を確保し、適度に輸入し、科学技術を支えとする」との漢字二十文字からなる国家食糧安全保障戦略が掲げられ、「穀物の基本自給と食用食糧の絶対安全保障の確保」が打ち出された。同会議の報告においては、最低所要耕地18億ムー(1.2億 ha)の死守、食糧備蓄の重視等がうたわれている。そして、2016年3月に決定された「第十三次五か年規画」において、改めて「穀物の基本自給と食用食糧の絶対安全保障の確保」が提示され、同年10月に国務院が発出した「全国農業現代化規画(2016-2020年)」では、「約束性」の指標として、2020年に「食糧(穀物)総合生産能力を5.5億tとする」、「小麦とコメの自給率を100%とする」とされた。

つまり、2008年のものと比較すると、a 食糧全体に係る自給率数値目標がなくなっているとともに、b 穀物に特化した数値目標の中でも、「三大食糧作物」のうちのコメ・小麦は残ったがトウモロコシの目標が消え、主たる用途が「食用」である穀物のみに特化している。

3)量から質への転換と「供給側構造改革」

他方、第十三次五か年規画では、「穀物の基本自給と食用食糧の絶対安全保障の確保」とともに、「農業構造の調整改善」と「農産物の総合的な生産能力と品質安全水準の向上」が掲げられ、さらに、全国農業現代化規画では、より具体的に、「今後の5年間は、国民の消費構造のレベルアップを背景に、一部の農産物の需給構造のアンバランスの問題が日増しに顕在化する」とし、「農産物の高品質化、多様化、専門化が相対的に立ち後れ、大豆の需要に対する供給不足が更に拡大するとともに、トウモロコシの増産が需要の伸びを上回る」ことが課題として明記され、「(伸ばすものと抑制するものの)メリハリを付け、トウモロコシに重点を置いて栽培構造の調整を行う」等とされている。

1)で説明した「全国栽培業構造調整規画(2016-2020)」は、こうした政策意図を持って、「栽培業発展」から名称も改められたものであり、「農業の主要矛盾は、総合不足から構造上の矛盾に変わった」との認識の下、市場の消費動向に沿って資源配置と栽培構造が定まるべきことが示されている。発展目標としては、a「二つの保持」として、食用食糧と穀物(中でも水稲と小麦のみを特記)の栽培面積の安定、b「三つの安定」として、綿花と食用植物油と食用糖類の自給水準を安定させること(具体的には、それぞれの所要栽培面積を明確に規定)、c「二つの協調」として、野菜の生産と需要とを協調発展させることと、飼料作物の生産と畜産業とを協調発展させることを掲げている。その上で、作物の栽培については、食糧作物以外に経済作物と飼料作物を含めた「糧経飼三元構造」として耕種農業の発展のすう勢をとらえ、品種や栽培地域を調整し、需要に応じた適切なバランスを取りつつ「適地適産」を徹底し、地域ごとに、需要・用途に見合った良質品種の栽培に特化していくとの考え方に立っている(これらを総合して、「農業の供給側構造改革」(20)として展開。)。

特に、トウモロコシについては、「農業の供給側構造改革」の大きな眼目が、トウモロコシの過剰在庫を縮減(同時に財政負担の軽減を推進)することに置かれ、このため、総栽培面積を減少させ、不適地の生産を減少させる方向に誘導することによって国際競争力を回復・強化させることを目指すとともに、2007年から実施されてきた臨時買付備蓄制度によるトウモロコシの買入措置が2017年から廃止されている。

4) 国内・国際環境の変化と食糧安全保障の再重視

米中摩擦の激化とも大きく関係すると考えられるが、2019年以降、共産党中央・中央政府は、「食糧安全保障(再)重視」へと大きく舵(かじ)を切っていることがうかがわれる。2019年の一号文件(21)では、「トウモロコシの生産を安定させ、穀物の基本自給を確保する」と、それまでとは逆に、生産確保の方向でトウモロコシが登場するとともに、2020年の一号文件では、1.(2)3)の⑭のように「食糧生産の安定」との一項目を置き、「食糧の安

全保障を確保することは、終始一貫して国を治め政治を司(つかさど)る上で筆頭の重要事項である。食糧生産は、「安定」を第一にし、政策を安定させ、面積を安定させ、生産量を安定させなければならない。」として、省長による食糧安全保障責任制を強化することで、各省の2020年における食糧播種面積と生産量について、基本的な安定を保持する必要があることが強調されており、政策の優先順位を「改革」から「安定」へ、「調整」から再び「生産強化」へと変えてきている。

この点について、農業農村部では、「2016年以来中国のトウモロコシの供給側構造改革は明確な成果を収め、栽培面積は優勢生産地への集中に向かい、4年間の累計で368万haが調整により減少し、第十三次五か年規画期間(2016-2020年)に333.3万ha減少させるという当初目標を超え、トウモロコシの栽培構造の大幅調整が基本的に達成した。」とする一方、「長期的にはトウモロコシの需給はタイトな方向に転変し、合理的なトウモロコシ栽培面積の保障が将来の重要な政策方向である。」とし、基準年(2019年)からの10年間、年平均0.2%の栽培面積増を見積もっている(農業農村部市場預警専家委員会(2020))(22)。

とはいえ, 1. (3) 3) で言及したとおり、トウモロコシの不足、高騰はかなり深刻とみられ、農業農村部も2020年8月には、「2025年に2500万トンの穀物が不足する」ことを認めている⁽¹⁹⁾が、その大部分はトウモロコシということになる。同部は、「需要の増加により、国内生産も回復する」と見通すが、「需給関係の調整における一時的な問題」と片付けるには、自然災害等のリスクも高まっている中で「5年」はかなり重いのではなかろうか。

膨大な不良在庫につながった臨時買入制度復活なしで、生産者補助制度の適切なコントロールにより、当局の思惑どおり、「構造改革の持続と両立する増産」が本当に可能か、自給率 95%以上を念頭に置いた輸入量の抑制持続が本当に可能か、注目されるところである。

なお、トウモロコシ、大豆、コメについて実施している生産者補助制度の 2020 年単価は、トウモロコシ(省ごとに仕組みが異なるが、省一律単価制の黒竜江では、1 ムー(15 分の1ha)当たり前年の 30 元から 38 元へ)とコメ(同 133 元から 136 元へ)で引き上げられている(大豆は引下げ)。さらに、コメ、小麦の政府最低買付価格は、2020 年産のコメで 6年ぶりの引上げ(インディカ米)、2021 年産の小麦で 7年ぶりの引上げとなっている。

そうした中で、食糧確保の要点である土地利用については、耕地の「非農業化」を厳しく抑制することはもちろん、耕地の「非食糧化」をも防止するとし、2020年9月に通知(非農業化)(24)が相次いで発出されている。このうち、「非食糧化」については、「食糧生産の安定の重要性・緊迫性」を十分に認識し、「限られた耕地資源は優先的に食糧生産に用いられる」ことを堅持し、「非食糧化」の傾向を断固防止しなければならないとしている。これまで5年間近く進めてきた「農業の供給側構造改革」にブレーキをかけてでも、何としても食糧作物の増産・確保を図るという強い危機感がうかがわれる。

(2) 畜産物自給目標の初登場

2020年9月,国務院弁公庁が「牧畜業のハイレベルの発展の促進についての意見」(25)を

発出した。政策趣旨として、「近年、我が国の牧畜業の総合的な生産能力は増強し続け、国家の食物安全保障、農村経済の発展、農牧民の収入増等に重要な役割を発揮しているが、産業発展の質や効率性が高くなく、政策的な支持保障体系が不十分で、各種リスクへの対応力が非常に弱く、全面的な畜産物供給の安全保障能力を向上させる必要がある」としている。

ここで、「発展目標」として、初めて畜産物についての自給率目標が掲げられた。すなわち、「牧畜業の全体的な競争力を着実に引き上げ、動物疾病防止抑制能力を目覚ましく増強し、環境と調和した発展レベルを顕著に向上させ、畜産物の供給安全保障能力を大幅に向上させる。豚肉の自給率を 95%前後に保持し(26)、牛肉・羊肉の自給率を 85%前後に保持し、原料乳の自給率を 70%以上に保持し、家きん肉と家きん卵は基本的な自給を実現する。2025年までに、畜産生産の大規模化率と家畜と家きんのふん尿総合利用率をそれぞれ 70%以上と 80%以上に到達させ、2030年までにはそれぞれ 75%以上と 85%以上に到達させる。」とするほか、飼料作物の供給体系の整備にも言及している。

(3)食糧安全保障立法の推進

2019年の一号文件から積み残された課題として「食糧安全保障立法の推進」がある。

法案の内容について、2018 年 11 月、杜徳印全国人民代表大会常務委員会委員・農業農村委員会副主任委員は、「「食糧安全保障法」の制定は、国家の食糧安全保障を取り巻く問題に焦点を当てると同時に、立法に当たっては、食糧の生産、流通、備蓄、加工、消費等の各々の関係する事項を統一的に計画・考慮し、周期性を持った調節メカニズムを確立しなければならない。」(27)と述べている。なお、国家食糧・物資備蓄局では、「食糧安全保障」の立法作業は、同法制定のほか、「食糧流通管理条例」改正と「食糧備蓄安全管理条例」制定と併せ、「一法二条例」の法律体系を目標として進めているとしている(28)。

(4) 習近平総書記の「食べ残し禁止キャンペーン」

食糧安全保障強化に向けた一連の動きのさなか,2020年8月,習近平総書記の指示に基づくものとして,外食における無駄,食べ残しを阻止する一大キャンペーン・運動がスタートした。皿の中の穀物は,一粒一粒が皆の労苦の塊なのだとし,「外食における無駄は正視できない,心が痛むもの」であるとし,「無駄を生むことは恥ずかしいことであり,節約こそ繁栄であるとの気風を全社会に作り出す」(29)との強い姿勢で,党や国家機関,さらには公的組織が率先垂範していくこととされるとともに,学校や社会に対する教育を強めており,今後,法制化(30)や管理監督の強化により,有効な措置を講じ,長期的なメカニズムとして推進するとの決意が,各種メディアにおいて繰り返し述べられている。

洪水多発等を踏まえた短期的なものではなく、国民の道徳観に影響力を行使しようとする最近の習近平指導部の指向を強く表すものであり、米国を始め少なからぬ国々との摩擦の激化、長期化が予想される中、毛沢東時代を思い起こさせる「第二の長征」の用語の使用に代表されるように、国民の心理を引き締めようとする狙いが強く出ているとみられる。

しかしながら,他方で,新型コロナ後の経済回復の動きの中でも,外食部門を始めとする

国民の消費行動が元に戻っていないことが強く懸念され、習近平指導部が打ち出した「双循環」(対内と対外)の名の下に、不確実化する外需でなく、増加する中間層が支える力強い内需の拡大で経済成長を図るとの新たな課題設定がなされており、ナイトエコノミーの奨励、商品券の配布等、あの手この手で内需拡大を図ろうとしている中、それと明らかに逆行する動きであると言える。総書記直々の指示のため、地方政府や、各業界等が競い合うように「会食人数より、一人分又は二人分少なく注文する」ことや、食品以外でも「事務用品の節約」等、様々な対策が競うように取られ、また競って報道されており、トップの強い意向を受け、国民の風潮の転換に強く踏み込み、法制化措置まで取られることとなれば、内需拡大の足かせとしての意味合いは意外に大きいのではないかと予想される。

4. これからの課題と方向~「次の5年」、「次の30年」に向けた新たな動き~

(1)次の5年の政策方向

2020年11月,韓長賦中国農業農村部長は,前月に打ち出された「第十四次国民経済・社会発展五か年規画(2021-2025年)及び2035年長期目標の策定に関する党中央の提案」を踏まえ、今後、5年間の課題として、次の3項目を挙げた(31)。

- ① 貧困脱却の成果を強固に発展させ、全面的な農村振興の推進につなげていくこと (2020年の)「貧困脱却」はゴールでなく、新たな生活と奮闘のスタートであり、貧困 脱却地域の全面的郷村振興に向けて、大いに郷村の産業を発展させ、発展の基礎を固め、 貧困を脱した群衆の発展能力を増強し、貧困への逆戻りを防ぐとともに、貧困脱却攻略で 形成された一連の効果的な手法を今度は郷村振興に「移植」し、産業・人材・生態環境・文化・組織の「五つの振興」を進め、幾多の農民が一緒にもっと素晴らしい生活に向けて まい進する。
- ② 農業の品質,生産性と利益,競争力を高め,農業の現代化を推進すること 連年の豊作,国民一人当たり食糧確保の安定(現在の470kgは世界標準(400kg)を上 回る),農業の総合的生産能力の向上を進め,食糧と副食品の供給の保障を堅持するとと もに,農業の供給側構造改革を深化させ,農業・他産業チェーンの現代化を進め,農産加 工や休暇農業,農村 E コマースや六次産業化を発展させるとともに,「新型農業経営体」 を育成する。
- ③ 「郷村建設行動」を実施し、絶えず農村の現代化を推進すること 県における鎮(町)と村落の規画づくり、村の中心部のインフラ建設プロジェクトのスタートとその農村部への延伸、公共サービスの郷村内全体カバーとともに、農村居住環境の改善を引き続き進め、都市部と変わらない暮らしを実現する。

①~③を進め、全面的な農村の振興を実現する上で、農村のボトルネックは、金融・人材・ 土地の三つ、すなわち建設資金不足、農村振興の人材不足、二次三次産業用地の不足である とし、その解決に向けて、農村改革(主に農地・土地問題を指す。)と農業支持保護に取り組むとともに、農村金融サービスの改善と、農村へ投入できる人材の育成と(都市からの)吸収、農村の資源としての土地や集団所有財産の積極的な活用を進めるものとされている。

(2) 食糧生産・食糧安全保障の重視

(1)の「提案」では、農業生産面で、食糧生産が何より基本とのニュアンスが非常に強く出ており、「農業の供給側構造改革は継続する」とされているものの、食糧主産区への「利益補償」が強調されており、備蓄、節約についても繰り返し述べられていることから、生産性より食糧生産力と供給安定の強化に傾斜する可能性が高く、WTOルールとの関係で問題をはらみつつも、補助金の投入など食糧生産保護の側面が再び強まらざるを得ないのではないかと考えられ、我が国としても引き続き注意を要するところであろう。なお、資金投入の内容は、否応なく農業・農村のインフラ整備に更に傾斜していくと予想される。

他方,農業農村部では,農業の質の高い発展は,「農業の供給側構造改革の深化により進める」とし,特に,六次産業化の発展と質の高い経営主体の育成を引き続き強調している⁽³²⁾。

(3)全面的な郷村振興の推進

今後の5年, 更にその先を見据えた統一的なテーマとしては, 改めて, 「農業農村を優先して発展させ, 全面的な郷村振興を推進する⁽³³⁾」ことが提起されている。

2020年11月,韓長賦農業農村部長は,習近平総書記の「農業農村の現代化なくして,国家全体の現代化はない。」との危機感を紹介し,目下,農業農村は顕著な発展を遂げてはいるが,都市農村の不均衡(収入格差,資金・土地・労働力等の資源が大量に都市に流れ込む構図が変わっていないこと,インフラや公共サービスにおいてまるで「二つの天地」と言えるほどの格差があること,中国の目指す四つの「化」(ほかの三つは工業化,情報化,都市化)の中で,「農業の現代化」だけが遅滞していること等をかなり率直に述べている。同時に,中国の今後の発展にとって,農村の広大な市場,投資空間,6億人近い農村人口の潜在的消費力が,内需拡大戦略,新たな発展の枠組みの構築,経済社会発展の客観的要請の実現,また農民群衆の切なる願望の実現に向けて欠かせないことを強調している。

そして,道路舗装の遅れ (舗装道の割合が三分の一),農民工の都市医療保険への加入率が低い (30%未満)ことや,農村住民年金の給付水準,農村最低生活保障や農村合作医療の保障レベル,学校や病院の整備等で都市との格差が大きいことにも言及している。

その上で、新たに「村落インフラ建設プロジェクト」をスタートさせ、農村の水道・電気・道路・ガス・住居・通信や物流等の条件の全面的な改善に取り組むほか、引き続き農村トイレ革命、生活排水処理、ごみ収集処理、住みやすい美しい郷村建設等に取り組む一方、教育、医療、文化等の資源配置を改善し、郷鎮の所在地を手始めに、5年から10年をかけて、公共サービス水準を都市と同様のレベルまで引き上げるとしている(34)。

(4)農村改革(土地と経営の改革)

1)農村耕地請負期間の延長

これまでの農村耕地請負期間 (30 年間) の終期が、全国的に順次到来するが、請負期間の一律 30 年間再延長を実施する考えであり、その更新作業を円滑に進めることが現下の最大の課題とされている。これに先立ち、「請負地権利確認登記証」の交付を行うことで、請負権確保への「安心感」を農民に与え、請負地の流動化による経営の集約化を進めたいとしている。2020 年現在、既に先行地域の一部で期限が到来し、その再延長を行う取組を、当面、「試行実施」として 16 省の 20 県でスタートし、各地域で運用手法の経験を重ねていくとしており、今後、特に 2023 年から大多数の地域で期限が順次到来するが、そのピークを迎えるのが 2028 年とされている。2020 年末までに全国 2,838 県・市、3.4 万郷鎮の 55 万余の行政村で請負地権利確認証の交付がほぼ完了する見込みであり、対象地は、2 億戸、15億ムー (1 億 ha) となり、これまでの「交付率」は 96%を上回るとされている。

なお、更新後の「新たな 30 年」の期限が今度は「建国百年」の 2050 年前後に到来する ことから、「第二の百年」に向けた戦略構想と時期が一致する(農業農村部)のだと言う。

2) 住宅用地使用権

1)とともに、農村の抱える大きな課題が「農民住宅用地使用権」の問題である。「請負耕地」とは別に、「農村集団所有地」に関する権利(その主要なものとして「住宅用地使用権」と「建設用地使用権」(後者は、農村集団の土地活用、産業振興と深く関連))があり、これらの権利確認登記制度も進めていくこととされている。住宅用地使用権については、請負耕地と異なり、利用期限が存在するわけではないが、現実に農民の都市への流動が非常に多くみられる中で、上物の住居とともに、その使用権をどのように取り扱っていくかが大きな問題となってきている。そもそも、「住宅用地使用権」は、「中国物権法」に位置付けられた用益物権であり、「中国土地管理法」により、農村住民1戸に付き1か所の保有が規定されている。これは、生産手段としての請負耕地の問題と表裏一体であり、農外への「出稼ぎ者」が多くを占めるようになったとはいえ、農村戸籍を有する限り、住宅用地は、住居とともに保有され続けることとなるが、「空心村」という言葉があるように、1戸全員が都市部へ転居し、ほとんど帰郷しないこととなる場合も増え、家屋等の管理もおろそかとなり、放置され荒廃してしまうことが、村や農村集団の運営にかかわる大問題となってきていた。

根本的な問題は、「物権」としての住宅用地使用権を十分に活用して、農家の経営や地域の発展を図る上で、現行制度では不十分ではないかという点であり、「請負経営権」を「請負権」と「経営権」に分離した耕地と同様に、「使用権」の前段に「資格権(35)」を加え、「三権分置」(農村集団の「所有権」は不変)について検討していく方向が提起されている。その上で、積極的に都市への完全移動を促す方向に強く誘導(36)する一方で、農村の振興のための人材をどう確保するか、どう農村に人材を呼び戻し、あるいは招き入れるのかが問われており、「使用権」を別の農村集団や、都市住民も取得できるようにするのか、住宅用地を分割し、あるいは、二世帯分以上の住宅を建造して都市住民等に販売することができるのかなどが問われることとなりそうである。

- 注(1) ほかに、コメ・小麦・トウモロコシの全原価保険と収入保険の試験実施を行うこと、大豆の多収穫品種とトウモロコシ・大豆間作の新技術の普及への支援を強化すること、ツマジロクサヨトウ等の重大な病虫害防除をしっかり行うこと、統合された病虫害防除・農作業代行・農地委託管理等のサービス形態を普及すること、食糧主要生産県に対する奨励を強化し農産物加工用地の基準について優先的に配慮すること、食糧主要生産県について高規格農地整備による耕地割増利用基準について省を越えて適用することにより、その収益を高規格農地整備に充てることができる仕組みを支援すること、良質食糧プロジェクト(2017年から国家食糧・備蓄局等が食糧流通分野で実施しており、ア 食糧生産後を支えるサービス体系(買入、販売、貯蔵、加工等)全般の確立、イ 食糧品質検査体系の確立、ウ 「中国の良質食糧・食用油」運動(穀物種類や加工品等の品目別業態別の品質基準や業務規範等を通じた製品品質のレベルアップ)の三つを柱とするもの)をより深く進めること等が列記されている。
 - (2) 具体的には、高規格田畑の建設(食糧生産機能区(水稲、小麦、トウモロコシ)と重要農産物生産保護区(大豆、綿花、菜種、サトウキビ、天然ゴム)(両区は、2017年3月の通知に基づき、全国に、2019年まで3年間でそれぞれ、6,000万haと1,600万ha設定、うち約500万haは両区に重複所属)に重点を置く)、大中型かんがい地区の事業継続・附帯設備や節水改造の完成、農産物貯蔵・鮮度保持・コールドチェーン物流施設建設の各プロジェクトの始動、重要水利プロジェクトの始動・操業、産地選別包装・冷蔵鮮度保持・貯蔵運搬・一次加工等設備の建設(家庭農場、農民合作社、購買販売合作社、郵便・速配会社、竜頭企業(リーディング企業)が主体となって進めるもの)を国が支援(鮮度保持貯蔵設備に対しては電気料金を優遇)、農業農村ビッグデータセンターの建設、現代情報技術(モノのインターネット、ビッグデータ、ブロックチェーン、AI、5G、気候変動対応技術)の農業分野への応用加速化、国家デジタル農村の試験展開が列記されている。
 - (3) 具体的には、国による「現代農業・産業パーク」や地方政府による「農業産業融合発展モデルパーク」等の建設を進めることとされている。また、家庭農場や農民合作社等の新型農業経営主体を重点的に育成するとともに、農業産業化連合組織の育成、契約農業、株式会社化、経営委託管理等により、零細農家を産業化チェーンに組み込むとされている。このほか、農業構造の調整・改善を継続し、緑色(エコ・安全・高品質)食品・有機農産物・地理的表示農産物の認証・管理の強化、地域有名農産物ブランドの確立や優良緑色農産物供給の増加、農村市場の効果的な開発や電子商取引の農村でのカバーエリア拡大、購買販売合作社や郵便・速配会社等の物流サービスネットワークの農村への延伸、村レベルの電子商務サービスステーションの建設強化、農村から都市への農産物・都市から農村への工業製品の相互流通の推進、川上から川下までの全過程の農産物品質・食品安全監督・管理の強化、トレーサビリティ体系の確立、食品安全の確保、商工業資本の農村進出誘導・奨励等が列記されている。
 - (4) 具体的には、企業の減税・費用負担軽減等の政策による企業支援と就業安定の強化、失業保険の就業還付要件の緩和、農民工の技能向上のための補助水準の引上げ、常住地での失業登録・公平な公共就業サービスの実現、農民工給与支払保障条例の発出・定着(給与欠配ブラックリスト制度の執行など)、職業技能訓練の実施(家事サービス、高齢者福祉、病院看護、飲食業・調理、電子商取引等)、地域における公益職務の設置奨励(農村清掃管理、水の管理、道路保守、生態森林保護等)、新業態就業者に対する職業傷害保障制度の試験実施、農村イノベーション・創業リーダーの育成、条件に適合した帰郷創業農民工の創業補助の対象への組込みが列記されている。
 - (5) 具体的には、金融組織の三農向け貸付けへの政策支援強化、農村信用社の改革深化、全国的農業融資保証体系の機能発揮、農業施設等の担保制度の運用改善、農村金融包摂改革の試験実施地域拡大、地方政府による農家や中小事業に対する信用等級評価実施の奨励、銀行・保険・保証三部門リスク共担による金融サービス体系確立や金融商品開発、農業保険に対する保険料補助政策の着実な実施、農業先物・オプションの推進等が列記されている。
 - (6) 具体的には、農畜産業に係る補助的設備用地(鮮度保持・冷蔵、天日乾燥・貯蔵、農業機械庫、選別包装、廃棄物処理、管理監視舎等)の農用地管理への組入れと規模上限の確定、農業施設用地の監督管理の厳格化(農業用を名目とする非農業用途への転用厳禁)、郷村地域全域での土地総合整序化の試験実施(生産・生活・生態空間配置の改善)、農村集団所有建設用地の郷村産業プロジェクトへの優先利用(国土空間規画に合致し、かつ農村集落の整序化、土地整理等によって余剰の生じた土地に限る。また、新たに作成する県・郷レベルの国土空間規画では、10%以上の建設用地基準を手配し、郷村の産業発展のための用地として重点的に保障すべき。省レベルの土地利用の年度計画策定時には、5%以上の新増建設用地基準を手配し、郷村の重点産業と重点プロジェクトの用地として保障すべき。)と株式化・貸出し等による郷村産業の発展のための直接的使用(用地利用認可手続に係る規制緩和も実施)、速やかな農村六次産業化発展用地の支援に係る政策意見の発出等が列記されている。
 - (7) 具体的には、様々な種類の人材が農村に移住するチャンネルを広げ、大学生・退役軍人・企業家等が農村で責任者となった創業を支援すること、農業放送学校・農業科学研究機関・農業関係高等教育機関・農業リーディング企業等を統合して利用すること、高い資質を有する農民に対する教育訓練体系構築の加速化、県域内人材の総合的な育成使用制度の定着化、都市部の科学研究専門家・エンジニア・プランナー・建築家・教師・医師を組織的に動員して郷村で就業させること、都市の中等・初等学校教師や医師が高級職階に昇進する前に1年以上の農村末端における業務従事経験の義務化、農業関連学科の専科設置の質的向上、緊急に不足している農業関係の専門職種の前倒し採用の検討、速やかな農村人材振興の推進に関する政策意見の発出等が列記されている。
 - (8) 具体的には、農業のキーポイントとなるコア技術の攻略加速化、一連の重要科学技術プロジェクトの手配、農業生物技術の研究開発強化、種苗の自主的イノベーションプロジェクト・国家農業種苗資源保護利用プロジェクト等の実施、大中型・スマート化・複合型農業機械の研究開発実用化と丘陵山間地区耕地の機械化向け改造、科学技術特別派遣員制度の本格化・陣容充実、現代農業産業技術体系の整備強化、特色・競争力ある農産物のカバー率拡大、農業・他産業間産業チェーンへの科学技術資源の充当、農業産業科学技術イノベーションセンターの整備強化、国家農業ハイテクノロジー産業モデル地区や国家農業科学技術パーク等のイノベーションプラットフォーム基地の建設強化、現代気象学を農業のために活用するシステムづくりの加速化等が列記されている。
 - (9) ほかに、a 多様な方式の適切な大中規模経営を奨励発展させるとともに、小規模農家向けの農業サービス体系を整備すること、b 農村の集団所有経営に係る建設用地を市場的に取引できるようにするための一連の制度を制定すること、c 農村の住宅用地の管理を厳格化し、郷鎮政府の住宅用地審査に対する監督管理を強化し、土地

が占用・乱用されるのを防止すること,d 住宅用地の使用権の権利確認登記証の交付を徹底的に進めること,e 住宅用地の所有権・資格権・使用権の「三権分置」の追求を重点に置いて農村住宅用地制度改革の試験実施を更に深化させること,f 農村集団所有財産権制度の改革の試験実施を全面的に展開し,集団構成員の身分の確認,集団所有資産の株式化,株式合作制度の改革,集団所有経済組織の登記・番号付与等の業務を順次展開すること,g 農村集団所有経済の発展の道筋を探求・拡充し,集団所有資産の管理を強化すること,h 購買販売合作社の総合改革を深化し,農業向けに機能させる能力を向上させる取組の継続実施,i 農業開墾地制度(国有),国有林区林場制度,集団所有林権制度,草原請負経営制度,農業用水価格等の改革の進度を速めること,j 農業総合行政法執行改革を深化させ,法執行体系を整備し,法執行能力を向上させることが挙げられている。

- (10) 2020 年 10 月 27 日,「中国共産党第十九期中央委員会第五回総会」で 2021-2025 年の「第十四次国民経済・社会発展五か年規画」案等が審議されたタイミングに合わせて実施された「三農」分野に係る記者会見における説明。同時期,各分野における 2020 年及び第十三次五か年規画期間 (2016-2020 年) における成果が順次,記者発表された。(農業農村部「農業農村部就糧食市場運行和生産有関情況挙行新聞発布会」, http://www.moa.gov.cn/hd/zbft_news/dqlsscyxsc/ (2021 年 2 月 13 日参照)。)
- (11) 2020 年 2 月 19 日中国政府「農時不等人!李克強要求各地要抓緊做好春耕備耕」, http://www.gov.cn/premier/2020-02/19/content_5480761.htm (2021年2月13日参照)。
- (12) 2020 年 3 月 3 日中国政府「中央応対新型冠状病毒感染肺炎疫情工作領導小組関于印発当前春耕生産工作指南的通知」, http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-03/03/content_5486296.htm (2021 年 2 月 13 日参照)。
- (13) 2020 年 3 月 5 日国務院聯防聯控機制新聞発布会「介紹不失時機抓好春季農業生産工作情況」における張延秋農業農村部種業管理司長の説明。(中国政府,http://www.gov.cn/xinwen/gwylflkjz44/index.htm (2021 年 2 月 13 日 5 日
- (14) その一方で、2019年産の政府による買入期限を2月末から3月末へ1か月延長した。
- (15) 2020 年 2 月 18 日中国政府「李克強主持召開国務院常務会議 部署不誤農時切実抓好春季農業生産等」, http://www.gov.cn/xinwen/2020-02/18/content_5480608.htm (2021 年 2 月 13 日参照)。
- (16) 2020 年 4 月 26 日中国政府「国家発展改革委員会、農業農村部、国家糧食和物資儲備局等 11 部門単位聯合印 発 『関于 2020 年度認真落実糧食安全省長責任制的通知』」,http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-05/15/content_5511922.htm (2021 年 2 月 13 日参照)。
- (17) 2020 年 10 月 21 日農業農村部「農業農村部新聞発布会 『就 2020 年前三季度農業農村経済形勢』」, http://www.moa.gov.cn/hd/zbft_news/qsjdnyncjjyxqk/(2021 年 2 月 13 日参照)。
- (18) 2020 年 11 月 18 日農業農村部「10 月生猪生産持続恢復 猪肉市場供応明顕改善」, http://www.moa.gov. cn/xw/zwdt/202011/t20201118_6356493.htm(2021 年 2 月 13 日参照)。
- (19) 2020 年 8 月 26 日農業農村部「農業農村部新聞発布会『就糧食市場運行和生産有関情況』」, http://www. moa.gov. cn/hd/zbft_news/dqlsscyxsc/ (2021 年 2 月 13 日参照)。
- (20) 2017年の党中央・国務院一号文件の表題は、「強力に農業の供給側の構造改革を進め、農業農村発展の新しい運動エネルギーの育成を加速することに関する若干の意見」。
- (21) 2019 年の党中央・国務院一号文件の表題は、「農業農村の優先発展を堅持し、『三農』業務をしっかり行うことに関する若干の意見」。
- (22) 毎年4月に農業農村部より公表される「中国農業展望報告」では、将来10年間の市場動向判断を行っている。
- (23) 2020 年 9 月 15 日中国政府「国務院弁公庁関于堅決制止耕地"非農化"行為的通知」, http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/15/content_5543645.htm(2021 年 2 月 13 日参照)。
- (24) 2020 年 11 月 17 日中国政府「国務院弁公庁関于防止耕地"非糧化"穩定糧食生産的意見」, http://www.gov.cn/xinwen/2020-11/17/content_5562088.htm(2021 年 2 月 13 日参照)。
- (25) 2020 年 9 月 27 日中国政府「国務院弁公庁関于促進畜牧業高質量発展的意見」, http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/27/content_5547612.htm (2021 年 2 月 13 日参照)。
- (26) 仮に 2020 年の生産量と輸入量の合計を所要供給量と仮定して試算すると, 2020 年と比較して, 生産量が 161 万t (4%) 増の 4,274 万t, 輸入量が 161 万t (37%) 減の 278 万t となる (1. (3) 2) 参照。同様に, 牛肉は, 生産量が 79 万t (12%) 増の 751 万t, 輸入量が 79 万t (37%) 減の 133 万t となる。
- (27) 2018 年 11 月 13 日国家食糧・物資備蓄局「≪糧食安全保障法≫起草領導小組召開第一次会議」, http://www.lswz.gov.cn/html/gzdt2018/2018-11/13/content 240758.shtml (2021 年 2 月 13 日参照)。
- (28) 2021 年 1 月 20 日国家食糧·物資備蓄局「『十三五』糧食流通領域改革交出閃亮成績単」, http://www.lswz.gov.cn/html/zt/qgh2021/2021-01/20/content_264017.shtml (2021 年 2 月 15 日参照)。
- (29) 2020 年 8 月 17 日付け新華社「習近平対制止餐飲浪費行為作出重要指示」, http://www.gov.cn/xinwen/2020-08/11/content_5534026.htm (2021 年 2 月 13 日参照)。
- (30)「反食品浪費法草案」は、2020 年 12 月 22~26 日の全国人民代表大会第 24 次常務委員会で最初の審議が行われた。法案は全 32 条,外食関係を切り口に、食品消費・販売関係における反浪費,節約促進,厳格なコントロールを焦点とし、食糧・食品生産加工・貯蔵運搬等における浪費減少のための原則を規定する一方、現在起草中の「食糧安全保障法」等と「分担」し、食糧生産加工、備蓄流通等の関係における食糧節約や損耗減少については、後者に規定するとのこと。(2020 年 12 月 21 日付け新華社「完善低年齢未成年人犯罪規定、規制食品浪費、規範「人臉識別」全国人大常委会法工委会回応用熱点問題」、http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202012/5e6f1f1851034b84a17c132926ae1245.shtml、同 22 日付け新華社「十三届全国人大常委会第二十四次会議在京举行」、http://www.npc.gov.cn/npc/kgfb/202012/ef48297e09484f898a79ea2bd8eccb88.shtml (2021 年 2 月 13日参照)。)
- (31) 2020 年 11 月 12 日「中国発展ハイレベルシンポジウム」における講演(農業農村部 2020 年 11 月 12 日「韓長賦: 実現郷村全面振興, 需要破解農村金融、人材、土地三大瓶頸」(中国発展高層論壇公衆号, http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/202011/t20201112_6356221.htm(2021 年 2 月 13 日参照)。))

- (32) 11月27日付け経済日報「立足新発展階段 推動農業高質量発展-訪農業農村部総農芸師、弁公庁主任広徳福」 (広徳福農業農村部総農芸師・弁公庁主任 (副部長級) へのインタビュー記事), http://www.gov.cn/xinwen/2020-11/27/content_5565281.htm (2021年2月13日参照)。
- (33) 2021 年の党中央・国務院一号文件のメインテーマとなっている。文件の表題は、「郷村振興を全面的に推進し、 農業農村の現代化を加速することに関する意見」。
- (34) 2020 年 11 月 26 日付け農民日報「貫徹落実党的十九届五中全会精神全面推進郷村振興(農業農村部部長 韓長賦)」, http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/202011/t20201126_6357045.htm (2021 年 2 月 13 日参照)。
- (35) 2020 年 12 月 1 日付け人民日報「胡春華 (副総理): 加快農業農村現代化」, http://www.gov.cn/guowuyuan/2020-12/01/content_5566064.htm (2021 年 2 月 13 日参照)。
- (36)「都市への完全移動」は、農村戸籍からの離脱(農村の土地に対する権利は喪失)と都市戸籍の付与を伴う。 2014 年当時、1.7 億人(当時)と言われた農民工の都市居住化が緩やかになり、都市側の労働力・人材の確保が求められると同時に、農民の都市における生活・就業条件の不安定性が4.(4)1)の「請負地の流動化による農業経営集約化」のネックとなり、更に、両親と離れて生活する「農村留守児童」も大きな社会問題であること等から改革が進み、2016 年から 2019 年までに1億人の農村戸籍から都市戸籍への転換が達成されたとする。

しかしながら、政府の「実績づくり」が先行したともみられ、今後の焦点は、制度面の改革以上に、今回、新型コロナ問題でも浮き彫りになった農民工の雇用や賃金の不安定性、生活水準や社会保障レベルの格差の解消等の根本的な問題の解決に移ってきていることが、4. (3) の「格差解消が急務」との提起につながっている。

[引用文献]

【日本語文献】

百崎賢之(2021)「第1部 横断的・地域的研究 第1章 農村振興政策の各国横断的研究 11. 中国」 農林水産政策研究所『プロジェクト研究[主要国農業政策・貿易政策]研究資料 第8号』.

【外国語文献】

- 海関総署(2021)「2020 年 12 月進口主要商品量値表(人民幣値)」,http://www.customs.gov.cn/customs/302249/zfxxgk/2799825/302274/302277/302276/3516038/index.html(2021年2月12日参照). 国家統計局編『中国統計年鑑』(2011,2015~2020)中国統計出版社.
- 国家統計局($2017\sim2020$)「四半期経済主要統計公表数値」(「前三季度経済増量由負転正」(2020 年 10 月 19 日,http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/202010/t20201019_1794596.html)ほか,国家統計局が毎年 1 月,4 月,7 月,10 月の各 20 日前後に公表(全て国家統計局ネットを 2021 年 2 月 11 日参照)).
- 国家統計局(2020)「糧食産量数据」, http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/202012/t20201210_1808377.html 及び解説「国家統計局農村司司長李鎖強解読糧食生産情況」,

http://www.stats.gov.cn/202012/tjsj/sjjd/t20201210_1808376.html(2021 年 2 月 10 日参照).

国家統計局(2021)「2020年国民経済穩定恢復 主要目標完成好于預期」,

http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/202101/t20210118_1812423.html (2021年2月10日参照).

- 農業農村部「農産品供需形勢分析月報」(月刊, 2015 年 2 月号~2021 年 1 月号),http://www.moa.gov. cn/ztzl/nybrl/rlxx/202102/t20210210_6361615.htm(2021 年 1 月号)(各号について農業農村部ネットを 2021 年 2 月 10 日参照).
- 農業農村部市場預警専家委員会(2020)『中国農業展望報告(2020-2029)』中国農業科学技術出版社 李俊柱(2021)「猪業高層交流論壇・中国養猪巨頭 20 強排名」,

http://www.ygsite.cn/show.asp?id=75990(2021年2月13日参照).

李鵬程・王明利(2020)「環保和非洲猪瘟疫情双重挟撃下生猪生産如何恢復」『農業経済問題』2020年第6期